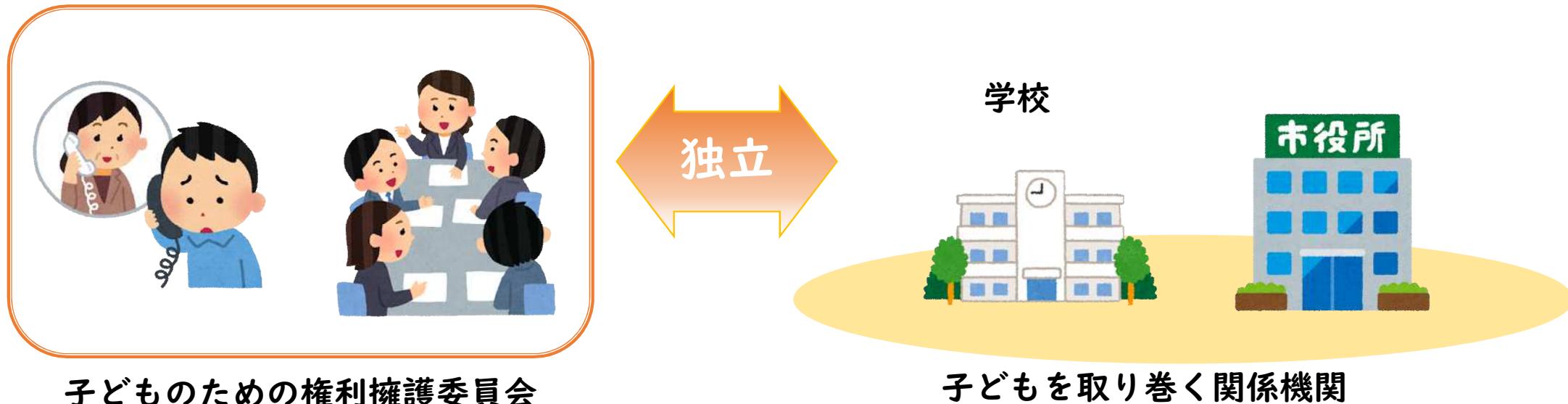


尼崎市子どものための権利擁護委員会について

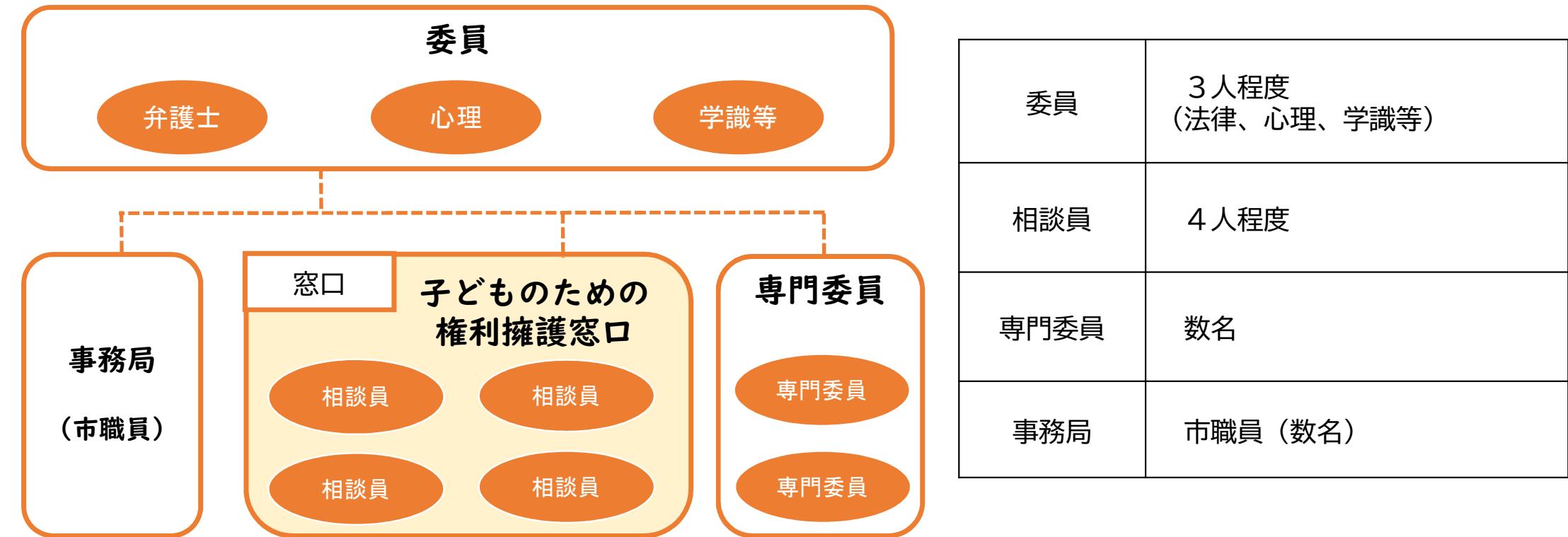
尼崎市こども青少年局
こども青少年部 こどもの人権擁護担当

子どものための権利擁護委員会の位置づけ



1. 独立性と専門性を有する機関
・委員は5名以内
2. 3つの機能
① 調査・調整機能 ② 提言機能 ③ 広報・研修機能

子どものための権利擁護委員会の組織



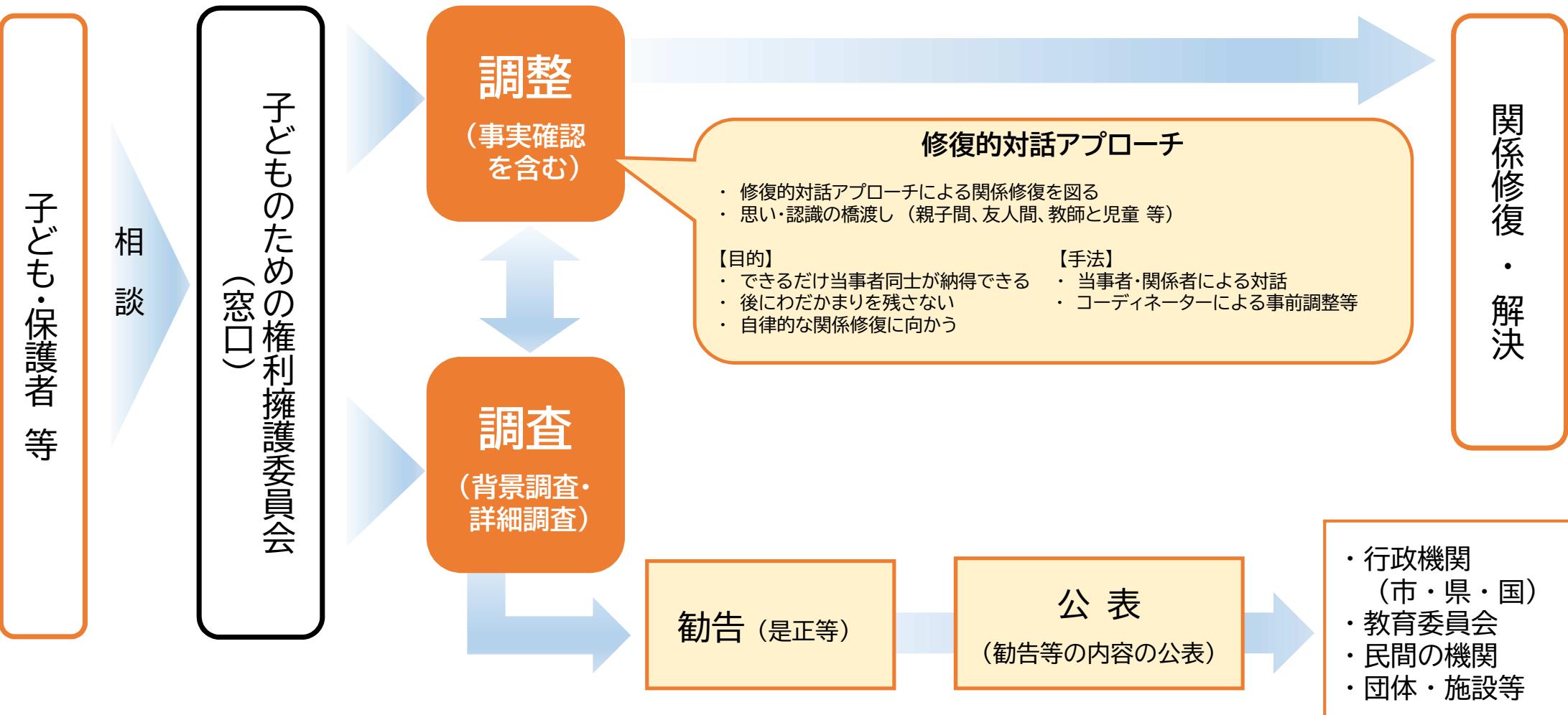
- ① 相談員が2名程度常駐し、権利擁護に係る申し出等を受け付ける（月～土曜日10時-18時）
- ② 原則月2回、委員と相談員、事務局でケース会議を実施（申出内容・対応内容等の報告、対応の協議等）
- ③ 相談に緊急性・専門性が高い場合は、相談員が委員の意見を仰ぎ対応
- ④ 専門委員は、相談員が学校等との調整活動を行う際に同行
- ⑤ 調査、勧告、公表、提言等を要する案件については、適宜参集し協議

子どものための権利擁護の相談窓口

子ども自身や保護者等から子どもに関する相談を受け付ける窓口を設置しています。

項目	内 容					
対象者	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 18歳に到達する年度の末日まで<input type="radio"/> 市内居住、市内の子ども施設に在籍、市内在勤					
相談受付方法	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 電話（フリーダイヤル）<input type="radio"/> 来庁<input type="radio"/> Email<input type="radio"/> 尼崎市ホームページ（専用の相談フォーマット）<input type="radio"/> LINE					
相談内容	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 友だちからのいじめなどの人権侵害<input type="radio"/> 保護者からの虐待等の人権侵害<input type="radio"/> 学校等における体罰、暴言などの人権侵害 など					
相談受付時間	月～土曜日 10時から18時	<input type="radio"/> 電話	<input type="radio"/> 来庁	<input type="radio"/> Email	<input type="radio"/> 尼崎市HP	<input type="radio"/> LINE
	その他の時間			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

機能① 調査・調整機能（個別ケースにおける調整及び調査）



機能② 提言機能 (制度等の見直し・改善)

取組状況のチェック

- 様々な機関、団体、施設等において、子どもの権利が守られているかチェック
(対象事業・施設等を計画的にチェック)

個別ケースに基づく制度見直しの必要性

- 個別ケースから見えてきた社会的課題

社会情勢等による制度見直しの必要性

- 社会情勢の変化
(時代に即した仕組みへの見直し等)

体罰等に係る制度見直しの必要性

- 人権アンケート等から見えてきた課題

子どものための 権利擁護委員会

自己発意による調査

制度改善の提言

改善の提言

報告

改善の取組に対する
モニタリング

行政機関

教育委員会

民間の機関

団体・施設

【制度改善の提言の例示】 参考：他市事例

- 子どもの育ち支援条例に即した取組が十分に行われていないことの指摘及び改善策
- 保育所の苦情解決制度の形骸化
- いじめや生徒指導等の具体的事例への対応
- 不登校に係る基本方針と具体策の確立 等

機能③ 広報・研修機能

項目	内 容
広報・啓発	<ul style="list-style-type: none">○ 子どものための権利擁護に係る印刷物の作成・配布<ul style="list-style-type: none">➢ 子どもに制度及び窓口を知らせる(学校を通じてカード・チラシ等を配布)
研修	<ul style="list-style-type: none">○ 講演会の開催、講師派遣等○ 教職員向けの研修(初期対応等)
子ども代表	<ul style="list-style-type: none">○ 子ども代表が、子どもの権利の周知活動に参画等

【その他】

- 子どもの意見表明権が保障されるよう、行政機関等に対して啓発する。

例)

- ・ 施策等に係るパブリックコメントに子どもが参加しやすい環境づくり
- ・ 子どもがまちづくりについて行政と意見交換できる場づくり

- 年1回、「子どものための権利擁護委員会」の活動報告会を開催